

令和8年度 保育所等利用申込みのしおり



受付期限:令和7年11月28日(金)までの平日

長島町役場 受付場所 福祉事務所(鷹巣)

指江支所 総合管理課

◎第1希望が町内の認定こども園の場合は、園へ直接御提出ください

長島町役場 福祉事務所 子育て支援係 TELO996-86-1146 問合わせ先



長島町内にある保育施設等

長島町内には私立保育所4箇所、認定こども園2箇所及び公立保育所(小規模保育所) 1箇所があります。

勤務地等の都合で長島町以外の保育所等の利用を希望される場合は、長島町役場福祉事 務所へ御提出ください。

令和7年11月1日現在

種別	施設名	運営	利用定員	開所時間	延長保育	一時預かり
保育所認定こども園	東保育園	私	50人	7:30~18 : 30	7:00~7:30 18:30~19:00	有
	平尾保育園	私	50人	7:00~18:00	無(要相談)	無
	まこと保育園	私	40人	7:00~18:00	18:00~19:00	有
	さすえ	私	教育認定 15人、 保育認定 40人	7:00~18:00	18:00~18:30	有
	風の杜こども園	私	教育認定 15人、 保育認定 135人	7:00~18:00	18:00~18:30	有

2 認定の種類等

保育所等を利用する場合は支給認定を受けましょう

年齢	支給認定区分	保育の必要性	教育•保育時間	利用できる施設
満3歳	1号認定	なし	教育標準時間(1日4時間を標準)	幼稚園 認定こども園
以上	2号認定		保育標準時間(1日最長11時間)	認定こども園 保育所
満3歳 未満	3号認定	あり	保育短時間(1日最長8時間)	認定こども園 保育所 小規模保育所等

3 対象年齢

クラス年齢	対象生年月日
O歳児	2025.4.2~
1歳児	2024 .4.2 ~ 2025 .4.1
2歳児	2023 .4.2 ~ 2024 .4.1
3歳児	2022 .4.2 ~ 2023 .4.1
4歳児	2021 .4.2 ~ 2022 .4.1
5歳児	2020 .4.2 ~ 2021 .4.1



4 保育時間とは?



最大利用時間を超えた場合は延長保育となり、別途料金が必要です。

5 利用者負担金について



利用者負担金は、4月~8月は前年度分、9月~翌年3月分は当年度分の市区町村民 税所得割課税額により決定します。負担金の納入をお願いします。

2025年度利用者負担額一覧

【保育認定の子ども(3号認定)】

2025.4.1現在

国階層区分 標準時間短時間 町階層区分 標準時間短時間 伊唐保育園 生活保護世帯 0 0 0 0 生活保護世帯 0 0 0 0 0 0 市町村民税非 市町村民税非 課税世帯 課税世帯 - 般世帯 0 0 ·般世帯 0 0 0 9,000 9,000 ひとり親世帯等 4.950 3,960 0 所得割課税額 所得割課税額 3 齡制 48.600円未満 48.600円未満 般世帯 10,720 般世帯 19,500 19,300 8,570 4,470 [77.101円未 限 9,000 9,000 ひとり親世帯等 4,950 3,960 [77,101円未満] 57,700円未満 一般世帯 16,500 13,200 9,100 30,000 29,600 一般世帯 57.700円未満 " 97.000円未満 30,000 29,600 97,000円未満 16,500 13,200 9,100 有 130,000円未満 20,480 16,380 12,280 169.000円未満 44.500 34.900 24,470 19,570 169,000円未満 15,470 小 235,000円未満 29,010 23,200 19,100 6 301,000円未満 61,000 60,100 校 301,000円未満 33,550 26,840 22,740 就 7 397.000円未満 80,000 78,800 301.000円以上 44.000 35.200 31,100 104,000 102,400 8 397,000円以上



「]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)等のいる世帯

6 利用者負担金の納付は原則口座振替です!

利用者負担金は、原則として口座振替による納入をお願いします。口座振替の手続きは指定の金融機関で行って下さい。

≪取扱金融機関≫

- ・鹿児島いずみ農業協同組合
- 鹿児島信用漁業共同組合 本店
- 鹿児島相互信用金庫
- 郵便局



施設を利用できる条件と必要書類

保育(2号・3号認定)を希望する場合は、子どもの保護者及び同居の家族全員が下の事由のいずれかに該当し、保育の必要が認められる場合です。 退職等により該当事由に変更または、引き続利用される場合は、変更認定申請書と一

緒に書類を提出してください。

		 保育を必要とする事由	保育の必要を証明する書類
1	就労	①家庭外労働 日常的に家庭の外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合(農業等自営業も含みます)。 ②家庭内労働 日常的に家庭で子どもと離れて家事以外の仕事をすることにより、子どもの保育ができない場合。	□ 就労証明書 自営業の場合は事業主(代表者)、内職の場合は受注先から証明をもらってください。「1ヶ月の平均就労時間」により算定します! 本様式は町のホームページからダウンロードできます。事業者様も御利用ください。
2	母親の 出産	母親の出産前後で子どもの保育ができない場合 利用できる期間は、出産前8週間、 出産後は出産日から起算して8週間を 経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。	□ 母子手帳の写し又は妊娠届出書の写し 写し 母子手帳は出産予定日と氏名のページを印刷してください。
3	疾病	疾病により入院・通院・在宅での安静 が必要なため子どもの保育ができない 場合	□ 疾病状況に関する証明書 医療機関の医師による証明が必要です。
4	障害	障がいがあることにより子どもの保育 ができない場合	□ 障害者手帳の写し
5	介護	長期にわたる病人や心身に障害のある 人の介護を常時行っているため、子ど もを保育できない場合 障害・疾病等のある児童等の介護を理 由に申請する場合	□ 介護認定証の写し □ 介護状況に関する証明書及び タイムスケジュール表 「介護状況に関する証明書」は医療機 関の医師による証明が必要です。 「タイムスケジュール表」は、介護者が記入してください。
6	親の不在	死亡、離婚、別居等の理由により、子 の親のどちらかが不在の場合	いずれか
7	求職活動	求職活動により日中家庭内にいない ため、子どもの保育ができない場合 求職活動を理由とした保育所利用は 短時間認定とし、最大90日が属する月 の末日までになります。	□ 離職票 □ 雇用保険受給資格者証 □ 求職活動支援機関等利用証明書 求職活動支援機関等(公共職業安定 所等)による証明をお願いします。
8	災害	火災や風災害、地震などの災害があり、家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、子どもの保育ができない 場合	□ 罹災証明書等
9	その他	その他町長が必要と認める場合	□ その他保育の必要性を証明するもの

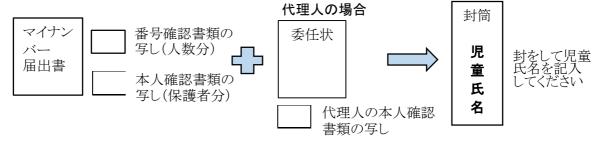
8 マイナンバー (個人番号) について



新規申込の方はマイナンバーが必要です。マイナンバーを記載した書類を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認と番号の正しい持ち主であることの確認(本人確認)を行います。

- 保護者、申請児童
- 就学、施設利用等の理由で別居している申請児童の兄弟姉妹
- 家庭状況の申立書に記入したもののうち要介護認定又は障害者手帳・療育 手帳等を所有している者
- 保育の利用を必要とする理由が疾病・障害、介護等の場合はその理由となる者

※ 認定こども園へ提出される方は、マイナンバー届出書に番号を御記入のうえ、マイナンバーカードの写しと、本人確認書類の写しを封筒に入れ、封をして申込書と一緒に御提出ください。



番号確認書類

マイナンバーカード マイナンバーの通知カード

マイナンバー記載の住民票の写し マイナンバー記載の住民票記載事項証明書

本人確認書類一覧(A書類1点、またはB書類2点)

- A 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他町長が適当と認める書類(住基カード(写真付き)、官公署の職員証(写真が添付されたものに限る)など
- B 被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険)健康保険日雇特例 被保険者手帳、組合員証(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)、私立学校教職員共済制度 の加入証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他町長が適当と認める 書類(住民基本台帳カード(写真なし)、学生証、会社の社員証、母子健康手帳、医療受給者証、 生活保護受給者証など)

「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る

9 利用選考の基準について

利用選考は提出された「保育の必要を証明する書類」等から世帯の状況を勘案し 優先順位を決めた上で行いますので、御了承下さい。

10 利用決定後の辞退、退所について

施設の利用が決定した場合は利用決定通知書を送付します。

利用決定後に転出や保護者の退職等の理由で利用申し込みの辞退や退所される場合は、変更認定申請書を御提出ください。